

「税を考える週間」

税の納期内納付にご協力を

税金は、地域の住民や企業の皆さんが負担していて、私たちの生活する地域をより豊かで住みよい社会にするための大切な財源となっています。この機会に、家庭や職場などで私たちのくらしと税について考えてみませんか。



総務部 管理納税課
995-1811

納税は国民の義務

わたしたちは、憲法によっていろいろな権利を保障されていますが、同時に義務も課されています。憲法では、国民の義務として『**教育を受けさせる義務**』『**勤労の義務**』『**納税の義務**』の3つを定めています。これを『国民の三大義務』といいます。

わたしたちが税金を納めるということは、言い換えれば、国民として最も基本的な義務の一つを果たしていることとなります。

税金は行政サービスに必要な財源

納められた税金は、教育、社会福祉、道路や河川などの公共施設の整備や維持管理、その他各種の行政サービスに必要な、重要な財源です。

税金の納付は最優先です

法律（地方税法第14条）により、借金を含むすべての債権より優先されます。「借金があるから納税できない」というのは間違いです。

税金を滞納すると財産が差し押さえられます

滞納している税金を放置することは、多くの納期限内に納税した方との間の税負担の公平を欠くことになってしまいます。それと同時に、市の財政を圧迫し、行政サービスの提供に支障を来すことにもなります。

また、滞納している方に対して、納税を促すさまざまな事務にかかる費用も、納税している方が納めている税で負担しています。滞納をするとそうした方々にも迷惑をかけていることとなります。

■滞納してしまうとこんなことが……

納 期	市税を納付する期間です。 (条例で定める日)
↓	(納付しなかった場合)
督促状	督促料も支払わなければなりません。以後、延滞金がかかってくる場合があります。督促状発送から10日経過時に完納していない場合、差し押さえの対象者になってしまいます。
↓	(納付しなかった場合)
財産調査	滞納者が所有している財産について調査します。
↓	(納付しなかった場合)
滞納処分	給与・預金などの差し押さえ、搜索(※)、強制換価などが行われます。

※ 搜索とは、滞納者の住居などで財産を発見するために行う強制調査です。

24年度滞納処分状況

差押物件	差押件数
不動産	4
動 産	1
給 与	3
預貯金	180
保 険	87
その他	62
合 計	337

納税は自主納付が原則です。税の公平性を保ち、徴収の経費を最小限に抑えるためにも納期限内に納付してください。

◆口座振替

納付には、便利な口座振替をご利用ください。ご希望の方は、市内金融機関の窓口で手続きをしてください。

◆コンビニ納付

日中は仕事などで納付ができない方は、コンビニエンスストアでも納付ができます。

県と市町が一体となった滞納者の徴収対策

●11月・12月は滞納整理強化月間

県内全市町と県が協力して、市税の収納率の向上に取り組んでいます。特に、11月・12月を滞納整理強化月間とし、県下一斉に滞納処分の強化に取り組みま

す。市でも皆さんに広報活動などを通して納期内納付を呼びかけます。

●静岡地方税滞納整理機構

静岡地方税滞納整理機構とは、市町と県が連携して地方税の徴収が難しい事案の滞納整理業務を、共同して専門的に処理する機関です。

市からも割り当てられた件数により、案件を静岡地方税滞納整理機構へ送り、成果が上がっています。本年度は、徴収技術習得を目的に市から職員1人を派遣しています。



“夜間納税相談”を実施しています。

日中に市役所に来られない方のために、夜間納税相談を実施しています。夜間納税相談では、税金の納付や納税の方法などについて相談を受け付けています。ご予約の必要はありません。

実施日時／毎月第1・第3(水) 19時まで（祝祭日、年末年始を除く）